



東上総教育事務所
シンボルマーク



九十九里浜

東上総教育事務所長 あいさつ

教育事務所

教育委員会

学校

地域

「共に手を携えて」

5月も半ばを過ぎ、季節は春から初夏へと移ろい、新緑が濃く美しい季節となりました。各学校では、年度始めの慌ただしさも落ち着き、教育活動が順調に進んでいることと思います。

さて、「不易と流行」という言葉があります。私たち教育に携わる者は、この「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子供たちへの教育を進めていく必要があります。既存の価値観を大切にしつつも、それにとらわれるばかりでなく、必要な改善は加えていかなければなりません。なぜならば、子供の実態は毎年違います。前例踏襲ばかりでは子供の実態に即した教育はできません。私は、前例踏襲による「現状維持」＝「衰退」を意味すると考えています。では、先生方の学校の「不易」と「流行」は何でしょうか？子供たちや地域の実態が違うように、管内110校それぞれの「不易」と「流行」があると思います。

本教育事務所は、「すべては子どもたちのために」という運営方針の下、教育事務所の役割を「学校・家庭・地域の応援団」と位置付けて、「4SEC（S：スマイル、スピード、サポート、サービス、E：エキスパート、C：コンプライアンス）」をスローガンに掲げ、市町村（組合）教育委員会や学校と連携しながら、応援団としての一助を担えるよう、所員一同一丸となって尽力してまいります。

「子供たちの笑顔が輝く」学校づくりのために、共に手を携えていきましょう。



千葉県教育庁東上総教育事務所長 小林 健一

Smile
Speed Support
Service Expert
Compliance



☆ 諸手当の届出の確認を ☆



総務課より

諸手当は、必ずしも全ての職員に支給されるのではなく、それぞれの手当の支給要件に該当する職員についてのみ支給されるものです（地域手当を除く）。主な手当として、通勤手当・扶養手当・住居手当がありますが、いずれも職員本人からの届出により認定され、支給が可能となります。

受給後も、届出事項に変更が生じた場合、届出が遅れることにより戻入等が発生します。変更の事実発生日から15日以内の届出をお願いします。特に、扶養手当は期末勤勉手当や所得税、組合員証などにも影響がありますので、被扶養者の収入額等については、常に確認するようお願いします。





県内においては、令和5年度の懲戒処分件数は過去最多の39件（県立 事務職員、指導主事を含む、監督責任を除く）であり、不祥事が後を絶ちません。昨年度の懲戒処分件数における、小中学校教職員の処分件数は14件（監督責任を除く）となっています。その中で、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」による免職事案は5件発生しました。教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。「わいせつ・セクハラ」のみならず「飲酒運転」、「体罰」、「公金の着服」、「個人情報紛失」等、改めて不祥事根絶に向けた実効性のある取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、千葉県教育委員会では、「懲戒処分の指針」を一部改正し、令和6年4月1日から適用することとしました。

また、不祥事根絶の取組として、「不祥事の未然防止に係る自己分析シート」を年度始めを含め定期的に活用することで、管理職は学校運営を見直したり、教職員は不祥事につながる自己の考えを分析したりするよう通知しました。不祥事根絶は「子供を守るために行う」という視点が大切であることを十分に理解していただき、本取組を含めた研修の「全体計画」及び「年間計画」の作成と活用をお願いします。

不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人が、やりがいや成就感、達成感、帰属意識をもてる職場づくりを推進していただくようお願いします。

<【管理職用】不祥事の未然防止に係る自己分析シート>（一部抜粋）

□教職員に対し、不祥事を未然に防止するための研修や指導を、計画に基づき行い、その記録を残している。

□校内における鍵の管理及び施錠状況を把握し、校内の目の行き届きにくい場所には必ず施錠がされているかなど、定期的に確認している。

<【教職員用】不祥事の未然防止に係る自己分析シート>（一部抜粋）

□児童生徒に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、臀部、大腿部等を触る（着衣の上からの身体接触を含む。）、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等）は行っていない。

指導室より

特別支援アドバイザー事業

【派遣書類提出期間】

第2回提出： 6月28日～ 7月5日

第3回提出： 11月29日～12月6日

※第1回提出期間は終了いたしました。

特別な支援を要する児童生徒にどう対応すればよいか悩んでいます。

特別支援に関する助言・援助ができるアドバイザーを派遣いたします。

東上総教育事務所では、管内各学校（園）からの要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員などに対し、助言・援助を行っています。

派遣の種類は、発達障害を含む障害のある子供への指導・支援の在り方について、教職員などに助言・援助を行う「通常派遣」と、各学校などでの研修会講師や相談活動等のための「研修派遣」があります。なお、4月限定で、特別支援学級新担任・通級指導教室新担当・経験年数の浅い先生方を対象にした「4月限定派遣」を行っています。毎年度末（3月頃）に、申請の案内を配付しています。

※ 学校から各市町村教委への派遣要請書の提出期間は決まっていますが、申請期間外であっても要望がある場合は、事前に指導室の「特別支援アドバイザー事業」担当者までお問い合わせください。

※ 短縮日課や長期休業（夏季・冬季）の期間においても、校内研修などの講師として派遣（研修等派遣）します。ぜひ、御活用ください。